

資料 7 他自治体の自治基本条例の記載例(20 自治体)

河合町まちづくり自治基本条例 (奈良県)

令和 4 年 12 月 22 日

(用語の定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

(1) 町民 町内に居住する者、町内で働く者や学ぶ者、町内で事業活動その他の活動を行うもの及び町に利害を有するもの又は関心のあるものをいいます。

(大字及び自治会等)

第 19 条 町民は、地域のなかで安心して暮らし続けることができるよう、自主的に大字及び自治会等の活動に参加し、助け合うとともに、地域課題の解決に向けて協力して行動するものとします。

2 大字及び自治会等は、その役割と責任を自覚し、まちづくり協議会の主たる担い手として、まちづくりに参画するよう努めるものとします。

3 町民は、大字及び自治会等への加入に努めるものとします。

4 町長は、大字及び自治会等の果たす役割を認識し、また、その自主性及び自律性を尊重し、その活動に対して支援、その他必要な措置を講じることができるものとします。

福知山市自治基本条例 (京都府)

平成 29 年 3 月 29 日

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に住む者、市内で働く者及び学ぶ者並びに市内に事業所を置く事業者及び市内で活動する団体をいう。

(コミュニティ活動)

第 25 条 市民は、地域において安心して暮らし続けることができるよう、自主的に自治会等の地縁型コミュニティに参加し、相互に支え合い助け合うものとする。

- 2 市は、自治会等の地縁型コミュニティの果たす役割を尊重し、その活動の振興に努めるものとする。

長和町住民自治基本条例（長野県）

平成 28 年 12 月 21 日

（用語の意義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

（1） 住民

町内に居住する者、町内に在勤又は在学する者、町内で事業その他の活動を行う者、公共的かつ公益的な活動（政治活動、宗教活動等を除きます。）を行う営利を目的としない団体をいいます。

（2） 区・自治会

区は地縁により構成された団体をいい、自治会は区を統括する自治組織をいいます。

（区や自治会の意義及び住民の責務）

第 8 条 住民は、互いに助け合い、地域の課題に自ら取り組むことで、心豊かに安心して暮らせる生活環境を築いている区や自治会の意義を認識し、尊重します。

2 住民は、区や自治会に加入し、区や自治会を通じて行動することで、地域の一員としてその責務を果たしていくことに努めるものとします。

3 区や自治会に加入することができない特別な事情がある場合は、区や自治会に加入した場合に準じて、地域における負担を分任し、地域で生活していくうえで責任ある行動に努めるものとします。

4 町は、区や自治会の自主性及び自立性を尊重し、協働してまちづくりを進めるものとします。

清川村自治基本条例 (神奈川県)

平成 27 年 3 月 31 日

(定義)

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めることによります。

(1) 住民 村内の区域内に居住し、住民登録をしている者をいいます。

(2) 村民 村民とは次に掲げるものをいいます。

ア 住民

イ 清川村内に在学する者

ウ 清川村内に在勤する個人及び清川村内に事務所又は事業所を有する法人その他の
団体

エ 清川村に対して納税の義務を負う者

(自治会)

第 20 条 自治会は、住民自らが自主的な運営を行う団体で、地域コミュニティづくりの中心的な担い手であり、住民は防災・減災の観点からも、原則として自治会へ加入することとします。

あんぼち
安八町自治基本条例 (岐阜県)

平成 27 年 3 月 12 日

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 町民 町内に在住、在勤、就学する者及び町内に事務所又は事業所を置く事業者並びに本町のまちづくりに関係のある団体

(コミュニティの形成・活用)

第 19 条 町民は、この条例の目的を達成するために、その活動内容に応じたまちづくりを行う組織をつくることができる。

- 2 町民及び町は、自治会その他のコミュニティの役割を認識し、その活動を拡充し、又は活発にしていくための学習機会の確保に努めるものとする。
- 3 町民は、地域の中で安心して暮らし続けることができるよう、自主的に自治会その他のコミュニティ活動に参画し、相互に助け合い、協働するものとする。

東郷町自治基本条例（愛知県）

平成 25 年 6 月 24 日

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとします。

- (1) 町民 町内に居住し、通勤し、又は通学する個人及び町内において活動若しくは事業を行う個人又は法人その他の団体をいいます。

（地域活動及び町民活動）

第 11 条 町民は、区、自治会等の地域の組織の果たす役割を認め、それぞれの地域において自主的に地域の活動に参画し、協力するよう努めます。

- 2 町民は、公益的な活動を自発的又は自律的に取り組む町民（以下この条において「町民活動団体」という。）の意義を認め、自らが関わることのできる町民の活動に参画し、協力するよう努めます。

中井町自治基本条例（神奈川県）

平成 25 年 12 月 12 日

（定義）

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民 中井町内に住所を有する者をいう。
- (2) 町民 次に掲げるものをいう。

ア 住民

イ 中井町内に通勤又は通学する者

ウ 中井町内に事務所又は事業所を有する個人又は団体

エ 中井町内において活動する個人又は団体

(3) 自治会 中井町内の一定の地域の住民による地縁に基づいて形成された団体をいう。

(まちづくりに関わる者の責務)

第7条 住民は、自治会に参加し、又は自らまちづくりに取り組むよう努めなければならない。

2 町民は、まちづくりの主体であることを認識し、自らの発言及び行動に責任を持つとともに、互いの意見及び行動を尊重しなければならない。

東海村自治基本条例 (茨城県)

平成 24 年 6 月 20 日

(用語の定義)

第3条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。

(1) 住民 村内に住んでいる人をいいます。

(10) 自治会 一定の地域的区画内における生活環境の課題解決又は共通利益の実現に向け、地域を代表しつつ、地域の管理にあたる村民組織をいいます。

(自治会活動の推進)

第11条 住民は、地域社会の一員として、自治会の役割について理解するとともに、積極的に自治会に加入し、可能な分野で持てる能力を発揮することができるものとします。

2 自治会は、住民への加入促進に向け、村と協働して必要な環境づくりに努めます。

3 村は、自治会の主体性及び自主性を尊重し、自治会活動に対して、必要な支援を行います。

山北町自治基本条例 (神奈川県)

平成 24 年 12 月 7 日

(用語の定義)

第3条 この条例において、次の各号に定める用語の定義は次のとおりとする。

(1) 町民 町民とは、以下の各号に定めるものをいう。

ア 町内に在住する者

イ 町内に在学する者

ウ 町内に在勤する個人及び町内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体

(自治会等まちづくり)

第8条 自治会等は、町民が地域で協働のまちづくりを進めるうえで中心的役割を担うものとする。

2 町民は、自治会の役割を理解して、積極的に活動に参画するよう努めなければならない。

(地域活動の支援)

第9条 町民及び町は、自治会等の地域課題の解決の主体としての地域組織の活動支援に努めなければならない。

長浜市市民自治基本条例 (愛媛県)

平成 23 年 3 月 22 日

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に居住、勤務、就学する者及び市内に事務所又は事業所を置く事業者並びに本市のまちづくりに関係のある団体

(5) コミュニティ 市民一人ひとりが自ら豊かな暮らしをつくることを目的として自主的に結ばれた組織及び集団

(コミュニティ)

第24条 市民は、この条例の目的を達成するために、その活動内容に応じた多様なまちづくりを行う組織をつくることができる。

2 市民及び市は、自治会その他のコミュニティの役割を認識し、その活動を拡充し、又は活発にしていくための学習機会の確保に努めるものとする。

- 3 市民は、地域のなかで安心して暮らし続けることができるよう、自主的に自治会その他のコミュニティの活動に参画し、相互に助け合い、協働して行動するものとする。
- 4 市は、自治会その他のコミュニティの活動を促進するために必要な支援を行うものとする。

大和郡山市自治基本条例（奈良県）

平成 23 年 3 月 15 日

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者及び市内で事業を営むものをいう。

（市民公益活動の推進）

第 25 条 市民は、自治会等の地域活動団体及びボランティア、NPO 等の目的別非営利活動団体の行う市民公益活動に関心を持ち、積極的な参画を通じ、地域の課題を共有し、解決に向け行動するよう努めるものとする。

2 市は、自発的かつ自主的に行われる市民公益活動を尊重するとともに、人材育成、物資、情報の提供等その活動を推進するための適切な支援を講じなければならない。

魚津市自治基本条例（富山県）

平成 23 年 9 月 21 日 改正 令和 7 年 3 月 21 日

（定義）

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に住所を有する人、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。

（地域における市民自治の推進）

第 25 条 市民は、次に掲げる地域コミュニティが自主的に、又は相互に連携して行う地域活動に参加し、又は協力するよう努めるものとします。

- (1) 自治会 地縁により設立され、親睦や交流を深め連帯感を培い、生活していく中で支え合い、助け合いながら住みよい地域づくりのために活動している組織のことをいいます。
- (2) 地域活動団体 社会福祉協議会、体育振興会、文化振興会その他その設立目的に沿って設立され、地域のために自主的に活動する組織のことをいいます。
- (3) 地域振興会 自治会及び地域活動団体の連携・協力により設立され、地域課題を自ら解決し、地域の特性をいかしたまちづくりに取り組む組織のことをいいます。

えびの市自治基本条例 (宮崎県)

平成 22 年 3 月 29 日 改正 令和 4 年 3 月 28 日

(定義)

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住み、働き、又は学ぶ個人並びに市内で事業活動その他の活動を行う者及び団体をいう。
- (5) 自治会 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的に、市内の一定の地域に住所を有する者の地縁に基づいて形成される団体をいう。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、まちづくりの主体であり、自らまちづくりに参画する権利を有するとともに、この条例の理念を尊重し、まちづくりへの参画に努め、その参画における自らの発言と行動に責任を持つものとする。

2 住民は、居住する地域における自治の役割を認識し、居住する地域の自治会に加入・協力し、活動するよう努めるものとする。

3 市民は、市政に関心を持ち、市政情報の取得に努めるものとする。

わっさむ
和寒町自治基本条例（北海道）

平成 21 年 12 月 25 日

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、次のとおりとします。

(1) 町民 町内に住所を有する人、町内で働く人、学ぶ人、町内に事務所又は事業所を有する法人、町内で活動する団体をいいます。

（自治会活動やボランティア活動等の推進）

第 11 条 町民は、暮らしやすい地域社会を築くため、自治会活動やボランティア活動等を自由な意思に基づいて形成し、積極的に参加するよう努めます。

2 町は、自治会活動やボランティア活動等の自主性及び自立性を尊重し、その活動に関わる施策を推進します。

流山市自治基本条例（千葉県）

平成 21 年 3 月 30 日 改正 平成 26 年 12 月 22 日

（定義）

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによります。

(1) 市民 本市の住民基本台帳に記録されている者をいいます。

(2) 市民等 市民並びに市内で働く者及び就学する者並びに市内の自治会、NPO 及び事業者をいいます。

（地域コミュニティ）

第 6 条 市民並びに市内で働く者及び就学する者は、自治会、NPO、ボランティア団体等の多様な集団（以下「地域コミュニティ」という。）が市民自治によるまちづくりの担い手であることを認識し、積極的にこれに加入し、その活動に関わるように努めるものとします。

2 地域コミュニティは、それぞれの特性を生かしつつ連携し、協力し、市民自治によるまちづくりの推進に努めるものとします。

3 市は、市民自治によるまちづくりを推進するため、地域コミュニティの主体性を尊重しつつ、その自主性及び自立性を損なわない範囲で、積極的に地域コミュニティの活動を支援するよう努めなければなりません。

大井町自治基本条例（神奈川県）

平成 21 年 3 月 16 日

（用語の定義）

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

（1） 住民 本町の区域内に居住し、住民登録をしている者をいいます。

（2） 町民 次に掲げるものをいいます。

ア 住民

イ 本町の区域内に存する事務所又は事業所

ウ 本町の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 本町の区域内に存する学校等に在学する者

オ 自治会等、主として本町区域内で活動するまちづくりに資する各種団体

（自治会）

第 8 条 自治会とは、まちづくりを町民が主体的に行うための中心的な役割を担う組織をいい、住民は、原則として自治会に加入しなければなりません。

出水市自治基本条例（鹿児島県）

平成 21 年 9 月 30 日 改正 平成 30 年 3 月 23 日

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

（1） 市民 次のいずれかに該当するものをいいます。

ア 市内に居住する者

イ 市内に通勤又は通学する者

ウ 市内で活動を行う法人又は団体

(2) 住民 出水市に住所を有する者をいいます。

(地域コミュニティ)

第14条 市民は、市民自治の担い手として自主的及び自立的な活動を行う地域コミュニティの重要な役割を認識し、これを守り育てます。

2 住民は、自治会活動の理念と重要性を認識し、自主的な意思によって、積極的にその活動に参加するよう努めます。

3 市議会及び市は、第1項に規定する地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重します。

4 市は、第1項に規定する地域コミュニティの活動を支援することができます。

薩摩川内市自治基本条例 (鹿児島県)

平成20年9月26日 改正 令和5年12月22日

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は事業者をいう。

(自治会活動への理解等)

第24条 市民は、一定の地域において、相互扶助の精神に基づいて自発的に組織された自治会のコミュニティ活動に対する理解を深め、自治会に加入し、その活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

2 自治会は、地区コミュニティ協議会の役割を理解し、連携を図りながら活動に努めるものとする。

岐阜市住民自治基本条例 (岐阜県)

平成19年3月30日 改正 平成31年3月27日

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(コミュニティ)

第7条 自治会等一定の地域を基盤として形成されるコミュニティ並びにNPO法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)及びボランティア団体等特定の目的等を遂行するために組織されたコミュニティは、自主性及び自立性の下に地域性、専門性、機動性等の特性を生かし、住民自治に寄与するものとする。

2 コミュニティは、その活動内容等を明らかにし、市民の理解及び協力が得られるよう努めるものとする。

3 市民は、コミュニティに対する理解を深め、互いに協働してまちづくりの推進に努めるものとする。

4 自治会は、相互扶助の精神に基づき、地域住民相互の結び付きを深め、地域住民の福祉の向上を図ることにより、豊かで住みよい地域社会の実現に努めるものとする。

5 地域住民は、自治会への加入及び自治会の活動への参加に努めるものとする。

6 NPO法人及びボランティア団体等特定の目的等を遂行するために組織されたコミュニティ(次項において「NPO法人等」という。)は、その専門性を生かした活動により、豊かで魅力ある社会の形成に努めるものとする。

7 まちづくり協議会(自治会、地域の各種団体、NPO法人等、個人その他の地域の関係者によって構成される組織をいう。以下同じ。)は、地域住民が主体となり地域のまちづくりを展開するため、地域の将来像を描き、地域における課題等について協議し、解決し、及び地域の特性を生かしたまちづくりを推進することに努めるものとする。

名張市自治基本条例 (三重県)

平成17年6月27日

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に住む者、働く者若しくは学ぶ者、市内に事業所を置く事業者又は市内で活動する団体をいう。

(コミュニティ活動)

第 33 条 市民は、地域のなかで安心して暮らし続けることができるよう、自主的に区、自治会等の基礎的なコミュニティの活動に参加し、交流しながら、相互に助け合うとともに、地域課題の解決に向けて協力して行動するものとする。

2 市は、区、自治会等の果たす役割を尊重し、その活動を振興するために必要な施策を講じなければならない。